

お問い合わせ

Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Estate and Personal Trust Services

〔遺産・個人信託管理サービス〕

Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

700-808 West Hastings Street

Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4444**

EMAIL **estates@trustee.bc.ca**

WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trust (月曜から金曜の通常の業務時間8:30am-4:30pm) へつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**

ビクトリア **250 387 6121**

これ以外のBC州の地域 **800 663 7867**

遺言状を 作成してありますか？

遺言状を作成する

遺言状を作成することは良いことです。BC州では16歳以上の人は遺言状を作成することができます。作成しておくことで、死亡が引き起こす戸惑いや不安を和らげ、家族に安心感をもたらすのに役立ちます。

遺言状があると次のことが可能です。

- あなたが遺言執行人として指名する人が直ちに葬儀の手はずを整え、あなたの遺産の管理を行うことができます。
- あなたの所有財産を守り、所有財産はあなたの指示通りに処理されます。
- 未成年の子供、他の扶養家族、ペットなどに対し適切な手はずを整える機会となります。
- あなたの望む事柄が何か、そしてその望む事柄を誰が実行するかなどを残された家族や友人のために明らかにします。
- あなたの遺産管理にかかる費用と努力を最小限にとどめることができます。

遺言状の作成は内容を複雑にする必要も、高い費用をかける必要もありません。弁護士や公証人が遺言状を準備できます。ただし公証人が作成できる遺言状の種類にはいくらか制約があります。セルフヘルプ遺言状作成キットも利用できますが、遺書に、未成年の子供がいる場合の後見人の選任など、あなたの希望する事柄をはっきり記載するために専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

19歳未満の子供の後見人は、子供の親権を持つ親が生存していない場合、遺言状に子供たちの後見人の選任を心がけるべきです。後見人は、指名した後見人がこの重要な責任を進んで受け入れることを確認してください。さらに後見人は子供たちの養育費も考慮に入れるべきです。

BCでは有効な遺言状は書面で作成し、遺言状を作成した人は文末に2人以上の証人立会いの下で署名します。この証人もこの遺言状に署名します。遺言状および遺言関係書類についての詳細は、遺言状・遺産・相続法をご覧ください。

すでに遺言状を作成している場合

すでに遺言状を作成している場合、内容が現状に即しているかどうかを確認するために、2、3年ごとに見直すことをお勧めします。たとえば、あなたの生活環境が変わった、遺言執行人がよその土地へ引っ越してしまった、何らかの理由によりあなたの遺産を管理できなくなってしまったなどいずれかが発生することがあります。あなたの遺言状が最新の状況を反映していない場合、弁護士か公証人に新しい遺言状の作成に助言を得てください。

遺言執行人を選ぶ

遺言執行人を選ぶことは重要です。大抵の人は配偶者、成人に達している子供、親、後見人、信頼できる友人のいずれかを執行人に選びます。また弁護士や信託会社などの専門家を選ぶ人もいます。または公的後見人・受託者協会 (PGT) があなたの遺産執行人の役目を引き受けることもできます。誰を選ぶにしろ、あなたが遺言執行人に選任したい人が進んでその役目を引き受けることを確認してください。

遺言状を作成したら、執行人にあなたの遺言状や重要書類が保管されている場所を知らせます。またどのような種類の葬儀にしてほしいか、遺言執行人や家族と話し合っておいてください。あとで必要になるかもしれないため相続関係を示す家系図を作り、あなたの受益者の現住所、電話番号を記載します。

最後に、公証人または弁護士がまだ登録手続きをしていない場合、あなたは人口統計局にあなたの遺言状を登録してください。統計局は遺言状の写しは保管しませんが、作成日と作成場所のみを記録します。これはあなたが遺言状を作成していることをほかの人に通知するものです。

PGTが行っている遺産・個人信託管理サービス [Estate and Personal Trust Services (EPTS)] の詳細はWebサイト www.trustee.bc.ca をご覧ください。管理費については「PGTの手数料 [Fees charged by the PGT]」の項に掲載されています。

PGTをあなたの遺産執行人に指名するのが適切かどうかを相談したい場合、電話604.660.4444でEPTSの品質保証マネージャーを呼び出してください。またはEメールで estates@trustee.bc.ca へお問い合わせください。

本書記載の内容は公的後見人・受託者協会 (PGT) が公共サービスの一環として提供しています。PGTは法的助言は行いません。